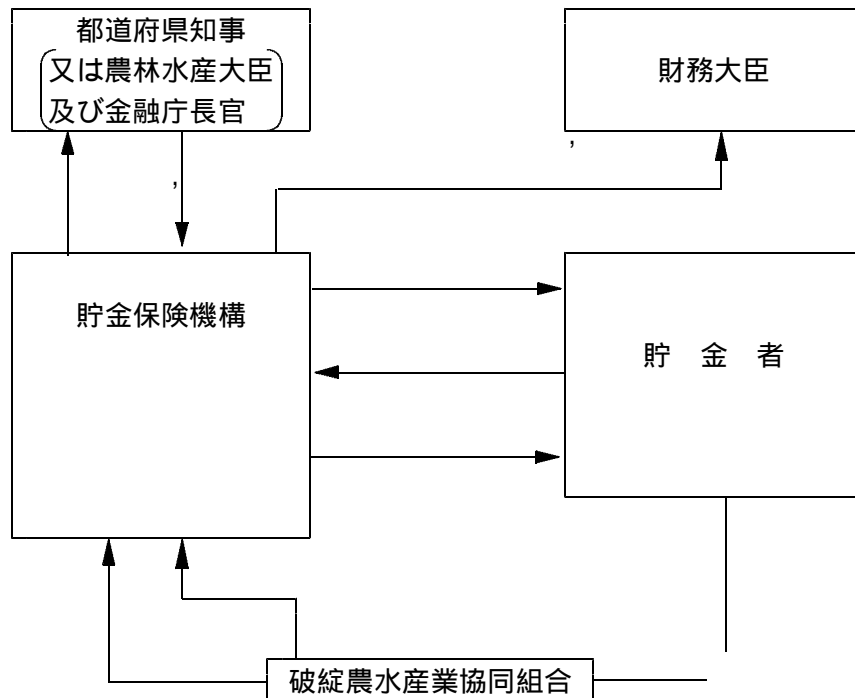


(図2)

保険金支払フロー図



保険事故の発生

- ・ 農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（第一種保険事故）
- ・ 農水産業協同組合の解散の認可、破産手続開始の決定、解散命令、又は法定解散（第二種保険事故）

事故通知（破綻農水産業協同組合 貯金保険機構 農林水産大臣、金融庁長官及び財務大臣（及び都道府県知事））

事故通知（都道府県知事（又は農林水産大臣及び金融庁長官） 貯金保険機構 財務大臣）

機構指定フォーマットによる貯金者データ等提出（破綻農水産業協同組合 貯金保険機構）

保険金額計算（貯金保険機構）

支払（注）・公告事項の決定（貯金保険機構）

（注）農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（第一種保険事故）の場合のみ必要
官報等の公告（貯金保険機構）

支払通知（貯金保険機構 貯金者）

支払請求（貯金者 貯金保険機構）

保険金の支払（貯金保険機構 貯金者）